

東京都板橋区立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則

平成15年9月29日

東京都板橋区教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、天津養護学校を除く板橋区立小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の就学事務に関して、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号、以下「施行令」という。）第5条第2項に定める就学指定、施行令第8条に定める就学指定の変更及び施行令第9条に定める区域外就学に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、学校教育法（昭和22年法第26号）及び施行令において使用する用語の例による。

2 次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学区域 区立学校ごとに定めた区域をいい、別表1、2のとおりとする。
- (2) 受入可能数 施設状況や将来の人口予測等を考慮して教育委員会が定めるもので、各学校が新たに児童等を受け入れることができる人数をいう。
- (3) 調整区域 通学区域を変更した区域で、教育委員会が別に指定した区域をいう。

(学校選択)

第3条 次に掲げる就学予定者の保護者は、施行令第5条第2項の規定に基づく就学すべき学校の指定（以下「就学指定」という。）を受ける前に、就学を希望する学校を全ての区立学校から選択すること（以下「学校選択」という。）ができる。

- (1) 10月1日に、板橋区内に住所を有する就学予定者
 - (2) 教育委員会が別に指定する期日までに、板橋区内に転入した就学予定者
 - (3) その他教育長が特に必要と認めた者
- 2 保護者が学校選択を行う場合は、教育長が別に定める書面を教育委員会に提出することにより行うものとする。ただし、就学予定者の住所が属する通学区域内の区立学校（以下「通学区域校」という。）を選択する場合は、この限りではない。
- 3 提出期間内に保護者から書面が提出されない場合、教育委員会は、通学区域校を選択したものとみなす。

(就学指定)

第4条 保護者が通学区域校を選択した場合は、教育委員会は、通学区域校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。

- 2 保護者が通学区域外の区立学校を選択した場合において、選択した者の数（以下「選択者数」という。）が受入可能数から前項の通学区域校の選択者数を控除した数（以下「受入可能残数」という。）以下のときは、教育委員会は、選択した区立学校（以下「選択校」という。）を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。
- 3 保護者が通学区域外の区立学校を選択した場合において、教育委員会は、選択者数が受入可能残数を超えるときは、原則として抽選を行い、当選した者については選択校を、落選した者については通学区域校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。
- 4 通学区域外の区立学校を選択した者で、兄弟が選択校に翌年度在学する予定の者は、教育委員会は、前項の規定にかかわらず、抽選を行わず他の者に優先して選択校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。ただし、兄弟が選択校に翌年度在学する

予定の者の人数が受入可能残数を超える場合は、前項の規定を準用する。

- 5 第2条第2項第3号に定める調整区域に住所を有する者で、当該調整区域における通学区域変更前に定めのある区立学校を選択した者は、第3項の規定にかかわらず、抽選を行わず他の者に優先して選択校を就学予定者の就学すべき区立学校として指定する。ただし、前項の規定による就学予定者の就学すべき区立学校の指定後において、当該調整区域における通学区域変更前に定めのある区立学校を選択した者の人数が受入可能数を超える場合は、第3項の規定を準用する。

(公開抽選)

第5条 前条第3項(同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の抽選は区立学校毎に公開で行い、対象者全員を抽選結果に基づいて順位づけし、上位の者から受入可能残数に達するまでの者を当選者とする。

- 2 落選した者については、教育委員会が別に定める期日まで上位の者から補欠として登録し、入学辞退者数に応じて繰り上げて当選者とする。

(情報の提供)

第6条 教育委員会は、学校選択に必要な情報の提供に努めなければならない。

(転入者等の就学指定)

第7条 第3条第1項第2号に定める日以降に転入した就学予定者又は施行令第6条に掲げる者が就学指定を受ける場合は、第3条から前条までの規定を準用するものとする。

(就学予定者に係る就学指定校の変更)

第8条 就学指定を行った日から入学期日までに、次の各号のいずれかに該当する就学予定者の保護者が、就学指定校の変更を申し出た場合は、教育委員会は、施行令第8条の規定に基づき、就学指定校を受入可能数が就学予定者数を上回る区立学校(以下「受入可能校」という。)に変更することができる。

- (1) 第5条第2項の規定により補欠として登録された者
- (2) 転居し又は転居予定である者
- (3) その他教育長が特に必要と認めた者

(就学予定者以外の者に係る就学指定校の変更)

第9条 次の各号のいずれかに該当する区立学校に就学している児童等の保護者が、就学指定校の変更を申し出たときは、教育委員会は、施行令第8条の規定に基づき、その指定を変更することができる。

- (1) 健康上の理由がある場合
- (2) 住所地と居住地が異なる場合
- (3) 転居し又は転居予定である場合
- (4) 教育的な配慮を必要とする場合

(区域外就学の承諾)

第10条 次の各号のいずれかに該当する板橋区外に住所を有する児童等の保護者が、受入可能な区立学校への就学を希望したときは、教育委員会は、当該区立学校への就学を承諾することができる。

- (1) 翌年度の初めから、受入可能校の第一学年に入学を希望する場合
- (2) 現に児童等が、区立学校に在学している場合
- (3) 教育的配慮を必要とする場合
- (4) その他教育長が特に必要と認めた場合

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第9条並びに第7条及び第10条の規定中、就学予定者以外の者に係る部分については、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係) 小学校通学区域 平成20年4月1日現在

	学校名	通学区域
1	志村小学校	志村一丁目13番から35番まで 志村二丁目 志村三丁目1番から11番まで・15番
2	志村第一小学校	泉町 宮本町 大原町20番から38番まで・44番から46番まで 前野町三丁目37番
3	志村第二小学校	小豆沢一丁目3番から16番まで 小豆沢二丁目12番から19番まで 志村一丁目1番から12番まで 蓮沼町23番・24番・35番から83番まで 大原町1番から19番まで・39番から43番まで 前野町三丁目46番から53番まで 前野町四丁目59番から63番まで
4	志村第三小学校	清水町13番から25番まで・40番から92番まで 蓮沼町1番から22番まで・25番から34番まで
5	志村第四小学校	小豆沢一丁目1番・2番・17番から23番まで 小豆沢二丁目1番から11番まで・20番から36番まで 小豆沢三丁目 小豆沢四丁目 東坂下一丁目
6	志村第五小学校	西台一丁目1番・4番から6番まで・10番から52番まで 西台二丁目 西台三丁目 若木三丁目 21番・23番・25番・27番・29番・31番
7	志村第六小学校	坂下一丁目27番・29番から33番まで 坂下二丁目 坂下三丁目1番から6番まで・9番・10番・22番 東坂下二丁目 蓮根二丁目1番から27番まで・31番
8	前野小学校	前野町二丁目1番から15番・19番から48番 前野町三丁目1番から36番まで・38番から45番まで 前野町四丁目1番から9番まで18番・19番・21番・22番 前野町五丁目1番から6番まで・14番・15番・31番・32番 前野町六丁目8番・9番・16番から19番まで・28番から64番まで
9	中台小学校	前野町二丁目16番から18番 前野町六丁目1番から7番・10番から15番まで・20番から27番まで 中台一丁目1番から41番まで・49番から56番まで 中台二丁目10番・11番 常盤台三丁目24番から32番まで 常盤台四丁目
10	舟渡小学校	舟渡一丁目 舟渡二丁目 舟渡三丁目 舟渡四丁目
11	新河岸小学校	高島平八丁目18番から23番まで・25番から32番まで 新河岸一丁目 新河岸二丁目 新河岸三丁目1番
12	富士見台小学校	前野町一丁目 富士見町28番から31番まで・34番から39番まで 常盤台一丁目33番から37番まで
13	蓮根小学校	坂下三丁目7番・8番・11番から21番まで・23番から37番まで 蓮根二丁目28番から30番まで 蓮根三丁目1番から13番まで
14	蓮根第二小学校	高島平九丁目2番から13番まで・24番から47番まで 蓮根三丁目14番から28番まで
15	志村坂下小学校	坂下一丁目1番から26番まで・28番・34番から41番まで 蓮根一丁目 志村三丁目17番から32番まで 相生町5番から26番まで
16	北前野小学校	前野町四丁目10番から17番まで・20番・23番から58番まで 相生町1番から4番まで 志村三丁目12番から14番まで・16番 前野町五丁目7番から13番まで・16番から30番まで・33番から56番まで 中台二丁目1番から9番まで・21番から24番まで・34番から42番まで
17	緑小学校	中台二丁目25番から33番まで・43番・44番 中台三丁目23番から27番まで
18	若木小学校	西台一丁目2番、3番、7番から9番まで 若木一丁目 若木二丁目 若木三丁目1番から20番まで・22番・24番・26番・28番・30番 中台一丁目42番から48番まで 中台二丁目12番から20番まで 中台三丁目1番から22番まで

19	板橋第一小学校	大山東町25番・28番・34番から55番まで 氷川町1番から19番まで・29番から33番まで・36番から47番まで 仲宿27番から29番まで・31番から36番まで・41番から60番まで・63番・64番
20	板橋第二小学校	大山東町1番から11番まで・14番・26番・27番・29番から33番まで 板橋二丁目1番から38番まで・43番から69番まで 仲宿61番・62番・65番
21	板橋第四小学校	板橋一丁目 板橋二丁目39番から42番まで 板橋三丁目1番から43番まで 板橋四丁目 加賀一丁目1番から2番まで
22	板橋第五小学校	中丸町 南町
23	板橋第六小学校	大山町 大山金井町47番から56番まで 仲町1番から3番まで・13番から24番まで 大山東町20番・56番から60番まで
24	板橋第七小学校	熊野町 大山金井町1番から46番まで 大山東町12番・13番・15番から19番まで・21番から24番まで
25	板橋第八小学校	大和町11番から40番まで 双葉町14番・15番・27番から47番まで 富士見町1番から27番まで・32番・33番
26	板橋第九小学校	大和町1番から8番まで・43番から50番まで 双葉町1番・2番・4番 栄町1番から8番まで・19番から31番まで・33番から36番まで 仲町4番から12番まで・25番から34番まで 氷川町20番から28番まで・34番・35番
27	板橋第十小学校	大山西町 29番から42番まで・59番・67番から71番まで 大谷口一丁目 大谷口二丁目 大谷口上町1番から11番まで・16番から55番まで・58番から71番まで
28	金沢小学校	板橋三丁目44番から65番まで 加賀一丁目3番から23番まで 加賀二丁目1番から20番まで 仲宿1番から26番まで・30番・37番から40番まで
29	中根橋小学校	中板橋 栄町9番から18番まで・32番 大和町9番・10番・41番・42番 双葉町3番・5番から13番まで・16番から26番まで
30	大山小学校	大山西町1番から28番まで・43番から58番まで・60番から66番まで 幸町
31	加賀小学校	稲荷台 本町 加賀二丁目21番 清水町1番から12番まで・26番から39番まで
32	上板橋小学校	東山町 南常盤台一丁目4番から19番まで・33番から39番まで 南常盤台二丁目5番から14番まで 東新町一丁目50番から53番まで 東新町二丁目1番から7番まで
33	上板橋第二小学校	小茂根一丁目 小茂根二丁目 小茂根三丁目1番から6番まで・10番から17番まで 小茂根四丁目 小茂根五丁目1番から7番まで
34	上板橋第四小学校	南常盤台二丁目18番から27番まで 東新町一丁目1番から20番まで 上板橋一丁目 上板橋二丁目 上板橋三丁目
35	常盤台小学校	常盤台一丁目1番から32番まで・38番から68番まで 常盤台二丁目 常盤台三丁目1番から23番まで 南常盤台一丁目1番から3番まで・20番から32番まで・40番 南常盤台二丁目1番から4番まで・15番から17番まで
36	桜川小学校	東新町一丁目21番から49番まで 東新町二丁目8番から60番まで 桜川一丁目 桜川二丁目 桜川三丁目 小茂根三丁目7番から9番まで 小茂根五丁目8番から19番まで
37	弥生小学校	弥生町 仲町35番から46番まで
38	大谷口小学校	大谷口北町 大谷口上町12番から15番まで・56番・57番・72番から91番まで
39	向原小学校	向原一丁目 向原二丁目 向原三丁目

40	赤塚小学校	赤塚二丁目 31 番から 41 番まで 赤塚三丁目 1 番から 15 番まで・31 番・32 番 赤塚四丁目 1 番から 4 番まで・7 番から 12 番まで・17 番 赤塚五丁目 赤塚六丁目 7 番から 9 番まで・18 番から 31 番まで・35 番から 40 番まで 赤塚七丁目 19 番・22 番・23 番・25 番から 28 番まで 赤塚八丁目 大門
41	成増小学校	赤塚新町三丁目 17 番から 28 番まで・30 番 成増一丁目 成増二丁目
42	赤塚新町小学校	赤塚新町二丁目 11 番から 17 番まで 赤塚新町三丁目 1 番から 16 番まで・29 番・31 番から 36 番まで
43	紅梅小学校	四葉一丁目 四葉二丁目 徳丸五丁目 5 番から 39 番まで 徳丸六丁目 6 番から 55 番まで 徳丸七丁目 4 番から 19 番まで 徳丸八丁目 1 番から 17 番まで・21 番から 26 番まで
44	北野小学校	徳丸二丁目 3 番から 7 番まで・9 番から 17 番まで・20 番から 26 番まで・30 番・31 番 徳丸三丁目 徳丸四丁目 徳丸五丁目 1 番から 4 番まで 徳丸六丁目 1 番から 5 番まで
45	成増ヶ丘小学校	赤塚三丁目 16 番から 30 番まで・33 番から 41 番まで 赤塚四丁目 5 番・6 番・13 番から 16 番まで 成増三丁目 成増四丁目 1 番から 20 番まで・22 番から 26 番まで・29 番から 31 番まで 成増五丁目 1 番から 15 番まで
46	下赤塚小学校	赤塚一丁目 赤塚二丁目 1 番から 30 番まで 赤塚六丁目 1 番から 6 番まで・10 番から 17 番まで・32 番から 34 番まで 赤塚七丁目 1 番から 18 番まで・20 番・21 番・24 番 赤塚新町一丁目 赤塚新町二丁目 1 番から 10 番まで
47	徳丸小学校	西台四丁目 徳丸一丁目 徳丸二丁目 1 番・2 番・8 番・18 番・19 番・27 番から 29 番まで
48	三園小学校	赤塚四丁目 18 番から 39 番まで 成増四丁目 21 番・27 番・28 番・32 番から 40 番まで 成増五丁目 16 番から 24 番まで三園一丁目 三園二丁目
49	高島第一小学校	高島平七丁目 高島平八丁目 1 番から 17 番まで・24 番・33 番 高島平九丁目 14 番から 23 番まで・48 番 新河岸三丁目 2 番から 16 番まで
50	高島第二小学校	高島平二丁目 高島平三丁目 13 番 徳丸七丁目 1 番から 3 番まで・20 番から 27 番まで 徳丸八丁目 18 番から 20 番まで
51	高島第三小学校	高島平四丁目 高島平五丁目 高島平六丁目
52	高島第五小学校	高島平三丁目 1 番から 12 番まで
53	高島第六小学校	高島平一丁目 高島平九丁目 1 番